

療育手帳を申請する方へ

- 18歳以上で新規申請を希望する場合、事前に障害福祉課へご相談ください。
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳は、療育手帳とは別の手帳です。療育手帳をお持ちでない方は、新規申請となります。
- 18歳未満の方は柏児童相談所、18歳以上の方は東葛飾障害者相談センターで判定を受けます。混雑状況によっては、申請から判定を受けるまで3ヶ月以上かかることもあります。
- 18歳以上の方が更新手続きを行う場合、障害福祉課で毎回面談があります。面談は予約制ですので、事前に障害福祉課へご連絡ください。
- 更新と同時に“氏名”“住所”“電話番号”“保護者”など、手帳の記載内容を変更する場合には、『記載事項変更届』も必要になります。

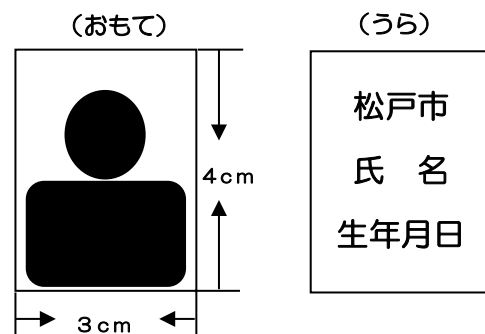
≪申請に必要なもの≫

① 療育手帳交付・再判定・再交付申請書

- ・氏名は戸籍どおりに記入してください。

② 顔写真（たて4cm×よこ3cm、白黒・カラーいずれも可）

- ・1年以内に撮影されたもの。1人で写っているもの。スナップ写真不可。
- ・顔全体と輪郭がはっきり写っているもの。
帽子・サングラス・マスク・加工アプリ不可。
マスクをあごにかけている状態も不可。メガネは可。
- ・デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したものは、写真用紙に印刷してください。
- ・裏面に「松戸市」と記入し、その下に「氏名」と「生年月日」を記入してください。
- ・写真は貼らずにお持ちください。
- ・現在使用中の療育手帳の写真を使い回すことはできません。



③ 母子手帳（全員が必要な書類ではありません）

※18歳に到達後、初めて新規・更新申請を行う方のみ必要です。

※母子手帳を紛失している場合は、事前に障害福祉課へご相談ください。

④ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類（写し可）

- ・マイナンバーカード、住民票（マイナンバーが記載されているもの）など。

下記宛て先は郵送時にご利用ください

（宛て先）

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の 5

松戸市役所 障害福祉課 手帳担当 宛て

キ
リ
ト
リ

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の 5

松戸市役所 障害福祉課

電 話：047-366-7348